

南箕輪村分別収集計画
(第11期)

令和7年度

南箕輪村

南箕輪村分別収集計画目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	8
12	その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	8

南箕輪村分別収集計画

令和7年11月13日

1 計画策定の意義

快適で潤いのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本村は令和2年6月に気候非常事態宣言をし、地球温暖化対策に取り組んでいるところであるが、ごみの発生・排出量を減らすことは、ごみ焼却施設でのごみの焼却量が減り、温暖化効果ガスである二酸化炭素の排出量の削減につながる。また、ごみの発生・排出量を減らすことは、ごみ焼却施設等の機械器具の劣化を遅らせ、施設の長寿命化につながる。最終処分場の確保にも資する。このような理由により、更なるごみの減量化・資源化の推進に向けた容器包装廃棄物の適正処理の確保がさらに重要な課題となる。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、村民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを促進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・村民、事業者、行政の協働の促進
- ・廃棄物の発生回避・排出抑制・再使用・再生利用（4R）の推進
- ・発生する廃棄物中に含まれる資源物の徹底的な資源化

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装（ビニールコートされたものを除く）、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
主としてスチール製の容器	12.1t	11.7t	11.3t	11.0t	10.6t
主としてアルミ製の容器	8.9t	8.7t	8.5t	8.3t	8.1t
無色のガラス製容器	36.4t	35.8t	35.2t	34.6t	34.1t
茶色のガラス製容器	21.9t	21.5t	21.2t	20.8t	20.5t
その他のガラス製容器	18.9t	18.6t	18.3t	18.0t	17.7t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	19.1t	18.6t	18.2t	17.8t	17.4t
主として段ボール製の容器	18.6t	17.6t	16.6t	15.7t	14.9t
主として紙製の容器であって上記以外のもの	44.1t	42.2t	40.4t	38.7t	37.0t
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって、飲料またはしょうゆを充てんするためのもの	15.8t	15.5t	15.2t	14.9t	14.6t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	145.8t	143.8t	141.8t	139.8t	137.8t
製品プラスチック	13.4t	13.4t	13.4t	13.4t	13.4t
合 計	355.0t	347.4t	340.1t	333.0t	326.1t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。
なお、実施にあたっては、村民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力、連携を図ることが重要である。

- ・地区住民を対象とした出前講座及び広報紙・ケーブルテレビ等広報を活用し、ごみ処理の現状について説明を行ない認識を深めてもらうとともに、ごみの排出抑制、分別排出の徹底、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

- ・繰り返し使用可能な買い物袋（マイバック）、簡易包装、リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用等及び使い捨て製品の購入自粛等の啓発活動を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再生品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、村民の協力度、本村及び上伊那広域連合が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの（油紙、合成紙、アルミ紙、銀紙、金紙、和紙以外のもの）	雑がみ
主としてポリエチレンテレフタート（PET）製の容器であって、飲料またはしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	資源プラスチック
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチック量の見込み（法第8条第2項第4号）

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	6.3t		6.1t		5.9t		5.8t		5.6t	
主としてアルミ製の容器	8.8t		8.6t		8.4t		8.2t		8.0t	
無色のガラス製容器	合計	29.0t	合計	28.5t	合計	28.1t	合計	27.6t	合計	27.1t
	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t
	独自 処理 量	29.0t	独自 処理 量	28.5t	独自 処理 量	28.1t	独自 処理 量	27.6t	独自 処理 量	27.1t
	合計	18.5t	合計	18.2t	合計	18.0t	合計	17.7t	合計	17.4t
茶色のガラス製容器	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t
	独自 処理 量	18.5t	独自 処理 量	18.2t	独自 処理 量	18.0t	独自 処理 量	17.7t	独自 処理 量	17.4t
その他のガラス製容器	合計	15.3t	合計	15.1t	合計	14.8t	合計	14.6t	合計	14.4t
	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t
	独自 処理 量	15.3t	独自 処理 量	15.1t	独自 処理 量	14.8t	独自 処理 量	14.6t	独自 処理 量	14.4t
	0.6t		0.6t		0.5t		0.5t		0.5t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	0.6t		0.6t		0.5t		0.5t		0.5t	
主として段ボール製の容器	18.6t		17.6t		16.6t		15.7t		14.9t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	合計	6.2t	合計	5.9t	合計	5.6t	合計	5.4t	合計	5.2t
	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t	引渡 量	0t
	独自 処理 量	6.2t	独自 処理 量	5.9t	独自 処理 量	5.6t	独自 処理 量	5.4t	独自 処理 量	5.2t
	合計	12.7t	合計	12.5t	合計	12.2t	合計	12.0t	合計	11.8t
主としてポリエチレンテレフタート(PE T)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	引渡 量	12.7t	引渡 量	12.5t	引渡 量	12.2t	引渡 量	12.0t	引渡 量	11.8t
	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	合計	120.0t	合計	118.3t	合計	116.7t	合計	115.0t	合計	113.4t
	引渡 量	120.0t	引渡 量	118.3t	引渡 量	116.7t	引渡 量	115.0t	引渡 量	113.4t
	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t	独自 処理 量	0t
	合計	120.0t	合計	118.3t	合計	116.7t	合計	115.0t	合計	113.4t

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	合計	13.3t	合計	13.3t	合計	13.3t	合計	13.3t	合計	13.3t
	引渡 量	独自 処理 量 0t	引渡 量	独自 処理 量 0t	引渡 量	独自 処理 量 0t	引渡 量	独自 処理 量 0t	引渡 量	独自 処理 量 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{過去5年間の分別基準適合物等の収集の実績（原単位の推移考慮）} \\ \times \text{人口変動率}$$

人口変動率は、国立社会保障・人口問題研究所による地域別将来推計人口に基づき次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
16,321人 (対前年度比)	16,346人 (対前年度比)	16,371人 (対前年度比)	16,396人 (対前年度比)	16,419人 (対前年度比)
102.1%	100.2%	100.2%	100.2%	100.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、ビールびんなどのリターナブルびんは、引き続き店頭回収を推進する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段 階
金 属	スチール製容器	缶 類	村による定期収集	上伊那広域連合
	アルミ製容器			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	びん類	村による定期収集	上伊那広域連合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙 類	飲料用紙容器	飲料パック	村による定期収集	村が指定する事 業者
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	雑がみ		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル	村による定期収集	上伊那広域連合
	その他のプラスチック 製容器包装	プラスチック製 容器包装	村による定期収集	上伊那広域連合 の委託業者
	プラスチック資源循環法 に基づく分別対象物	製品プラスチック	村による定期収集	上伊那広域連合 の委託業者

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶・ガラスびん・ペットボトルについては上伊那広域連合が運営を行うクリーンセンター八乙女で保管をし、古紙類についてはリサイクル業者に搬入し、その他のプラスチック製容器包装については上伊那広域連合の委託業者で圧縮・梱包し、再商品化業者に運搬するものとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	網かご	平ボディ車 パッカー車	クリーンセンター 八乙女
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	プラスチック コンテナ	平ボディ車 パッカー車	クリーンセンター 八乙女
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器	飲料パック	縛る	平ボディ車 パッカー車	村が指定する事 業者
段ボール	段ボール	縛る		
その他の紙製容器包装	雑がみ	縛る		
ペットボトル	ペットボトル	網かご	平ボディ車 パッカー車	クリーンセンター 八乙女
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	指定のごみ袋	平ボディ車 パッカー車	上伊那広域連合 の委託業者
プラスチック資源循環法に基づく分別対象物	製品プラスチック	指定のごみ袋	平ボディ車 パッカー車	上伊那広域連合 の委託業者

12 その他の容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

村民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、衛生部長会と連携しながら推進を図っていく。あわせて、リサイクルへの意識の啓発と正しい分別を推進していくため、各地区にリサイクル指導員を配置する。